

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

令和8年第1回沖縄県議会(定例会)議案

(その1)

令和8年2月10日提出

沖 縄 県

令和8年度沖縄県予算目次

甲第1号議案	令和8年度沖縄県一般会計予算	1
甲第2号議案	令和8年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	13
甲第3号議案	令和8年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	15
甲第4号議案	令和8年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	17
甲第5号議案	令和8年度沖縄県下地島空港特別会計予算	19
甲第6号議案	令和8年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	23
甲第7号議案	令和8年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	25
甲第8号議案	令和8年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	27
甲第9号議案	令和8年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	29
甲第10号議案	令和8年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	32
甲第11号議案	令和8年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	34
甲第12号議案	令和8年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	36
甲第13号議案	令和8年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	39
甲第14号議案	令和8年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	41
甲第15号議案	令和8年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	43
甲第16号議案	令和8年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	46
甲第17号議案	令和8年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	48
甲第18号議案	令和8年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	50
甲第19号議案	令和8年度沖縄県公債管理特別会計予算	53
甲第20号議案	令和8年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	56
甲第21号議案	令和8年度沖縄県病院事業会計予算	59
甲第22号議案	令和8年度沖縄県水道事業会計予算	62
甲第23号議案	令和8年度沖縄県工業用水道事業会計予算	66
甲第24号議案	令和8年度沖縄県流域下水道事業会計予算	69

一 般 会 計

甲第1号議案

令和8年度沖縄県一般会計予算

令和8年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ946,780,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉城 康裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		178,192,000 千円
	1 県 民 税	58,118,000
	2 事 業 税	48,294,000
	3 地 方 消 費 税	42,593,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,924,000
	5 県 た ば こ 税	2,100,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	875,000
	7 軽 油 引 取 税	3,379,000
	8 自 動 車 税	16,578,000
	9 鉱 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	2,000
	11 石 油 価 格 調 整 税	977,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	63,000
	13 宿 泊 税	230,000
	14 旧 法 に よ る 税	52,000
2 地方消費税清算金		79,687,960
	1 地方消費税清算金	79,687,960
3 地方譲与税		33,877,000
	1 特別法人事業譲与税	32,988,000
	2 地方揮発油譲与税	444,000
	3 石油ガス譲与税	14,000
	4 自動車重量譲与税	192,000
	5 森林環境譲与税	24,000
	6 航空機燃料譲与税	215,000
4 市町村たばこ税県交付金		1,713,629
	1 市町村たばこ税県交付金	1,713,629
5 地方特例交付金		4,800,000
	1 地方特例交付金	4,800,000
6 地方交付税		244,455,000
	1 地方交付税	244,455,000

款	項	金額
7 交通安全対策特別交付金		250,000 千円
	1 交通安全対策特別交付金	250,000
8 分担金及び負担金		696,271
	1 分担金	50,812
	2 負担金	645,459
9 使用料及び手数料		15,036,527
	1 使用料	12,594,282
	2 手数料	182,441
	3 証紙収入	2,259,804
10 国庫支出金		204,228,904
	1 国庫負担金	57,620,187
	2 国庫補助金	145,068,659
	3 委託金	1,540,058
11 財産収入		3,372,751
	1 財産運用収入	2,241,921
	2 財産売却収入	1,130,830
12 寄附金		103,650
	1 寄附金	103,650
13 繰入金		57,251,734
	1 特別会計繰入金	255,297
	2 基金繰入金	56,996,437
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		79,103,773
	1 延滞金、加算金及び過料	284,553
	2 県預金利子	62,064
	3 公営企業貸付金元利収入	28,800
	4 貸付金元利収入	67,199,979
	5 受託事業収入	891,459
	6 収益事業収入	5,230,281
	7 雑収入	5,406,637
16 県債		44,010,800
	1 県債	44,010,800
歳入合計		946,780,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,469,992 千円
	1 議 会 費	1,469,992
2 総 務 費		93,090,269
	1 総 務 管 理 費	46,766,896
	2 企 画 費	14,922,196
	3 徴 税 費	7,153,898
	4 市 町 村 振 興 費	18,963,889
	5 選 挙 費	725,584
	6 防 災 費	3,399,283
	7 統 計 調 査 費	730,298
	8 人 事 委 員 会 費	211,022
	9 監 査 委 員 費	217,203
3 民 生 費		152,204,978
	1 社 会 福 祉 費	89,214,024
	2 児 童 福 祉 費	51,949,640
	3 生 活 保 護 費	10,931,548
	4 災 害 救 助 費	109,766
4 衛 生 費		59,176,363
	1 公 衆 衛 生 費	22,289,995
	2 環 境 衛 生 費	2,746,759
	3 環 境 保 全 費	2,731,716
	4 保 健 所 費	2,425,483
	5 医 薬 費	18,876,652
	6 保 健 衛 生 費	10,105,758
5 労 働 費		2,788,765
	1 労 政 費	1,487,716
	2 職 業 訓 練 費	1,156,055
	3 労 働 委 員 会 費	144,994

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		57,154,962 千円
	1 農 業 費	20,927,911
	2 畜 産 業 費	4,694,505
	3 農 地 費	23,321,617
	4 林 業 費	1,852,389
	5 水 産 業 費	6,358,540
7 商 工 費		86,029,193
	1 商 業 費	3,252,605
	2 工 鉱 業 費	75,043,489
	3 観 光 費	7,733,099
8 土 木 費		85,850,096
	1 土 木 管 理 費	13,811,581
	2 道 路 橋 り よ う 費	26,726,191
	3 河 川 海 岸 費	8,005,163
	4 港 湾 費	8,238,902
	5 都 市 計 画 費	12,266,098
	6 住 宅 費	11,974,828
	7 空 港 費	4,827,333
9 警 察 費		42,248,364
	1 警 察 管 理 費	38,883,530
	2 警 察 活 動 費	3,364,834
10 教 育 費		207,987,246
	1 教 育 総 務 費	22,617,642
	2 小 学 校 費	63,678,338
	3 中 学 校 費	38,420,086
	4 高 等 学 校 費	46,680,553
	5 特 別 支 援 学 校 費	22,073,142
	6 社 会 教 育 費	3,178,412
	7 保 健 体 育 費	8,606,508
	8 大 学 費	2,732,565

款	項	金額
11 災害復旧費		3,706,174 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,993,794
	2 土木施設災害復旧費	1,649,411
	3 教育施設災害復旧費	62,969
12 公債費		50,741,830
	1 公債費	50,741,830
13 諸支出金		103,831,768
	1 ゴルフ場利用税交付金	613,064
	2 自動車取得税交付金	191
	3 環境性能割交付金	55,329
	4 公営企業費	324,311
	5 財政調整基金積立金	10,022,878
	6 県有施設整備基金積立金	1,183,133
	7 利子割交付金	258,143
	8 配当割交付金	716,514
	9 株式等譲渡所得割交付金	1,029,434
	10 退職手当基金積立金	24,602
	11 減債基金積立金	4,211,863
	12 地域振興基金積立金	1,649
	13 法人事業税交付金	3,491,369
	14 地方消費税交付金	40,082,935
	15 地方消費税清算金	41,801,360
	16 特別会計等繰出金	14,993
14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出合計		946,780,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
賦課徴収費 (県税収納委託事業)	令和9年度	千円 55,694
賦課徴収費 (税務事務運営費)	令和9年度	3,580
賦課徴収費 (宿泊税運営体制整備事業)	令和9年度	104,454
公有財産管理費 (公共施設マネジメント推進事業)	令和9年度	698,482
電子自治体推進事業費	令和9年度から 令和13年度まで	2,082,468
通信施設維持管理費	令和9年度から 令和11年度まで	11,500,000
沖縄県北部医療組合負担金	令和9年度から 令和37年度まで	沖縄県北部医療組合が公立沖縄北部医療センター敷地造成工事と併せて汚染土壌対策を行うために金融機関等から借り入れた場合の総額113,700千円に約定利息を加えた額の3分の1を限度とする。
農業経営関係支援事業	令和9年度から 令和28年度まで	30,133
経営体育成資金融通等利子補給金	令和9年度から 令和15年度まで	4,481
令和8年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和8年度から 令和17年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額176,702千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。

事 項	期 間	限 度 額
農地集積・集約化対策費 (所有者不明農地)	令和8年度から 令和27年度まで	千円 沖縄県農業振興公社が事業を行うため全国農地保有合理化協会から資金を借り入れた場合の総額357千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
水利施設整備事業	令和9年度	250,000
漁業近代化資金利子補給金	令和9年度から 令和29年度まで	43,437
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和9年度から 令和15年度まで	1,595
県融資制度損失補償	令和8年度から 令和27年度まで	1,206,921
機械類貸与事業損失補償	令和9年度から 令和20年度まで	53,200
公共職業能力開発事業費	令和9年度から 令和10年度まで	111,104
沖縄振興公共投資交付金事業費	令和9年度	96,800
沖縄振興公共投資交付金(河川) (堰堤改良事業)	令和9年度から 令和10年度まで	267,120
社会資本整備総合交付金(河川) (安謝川)	令和9年度	405,500
社会資本整備総合交付金(河川) (国場川)	令和9年度	53,200
住宅市街地総合整備費 (石川団地1期)	令和9年度から 令和10年度まで	3,857,520

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公 営 住 宅 建 設 費 (松 川 団 地 2 期)	令和9年度	1,174,068
公 営 住 宅 建 設 費 (南 風 原 第 二 団 地 4 期)	令和9年度から 令和10年度まで	2,627,051
公 営 住 宅 建 設 費 (高 原 団 地 2 期)	令和9年度から 令和10年度まで	3,757,762
公 営 住 宅 建 設 費 (平 良 南 団 地 3 期)	令和9年度から 令和10年度まで	2,312,423
空 港 管 理 運 営 費	令和9年度	291,705
公 共 離 島 空 港 整 備 事 業 費	令和9年度	236,100
県 単 離 島 空 港 整 備 事 業 費	令和9年度	226,000
人 材 育 成 推 進 費 (県 外 進 学 大 学 生 支 援 事 業)	令和9年度から 令和14年度まで	92,400
特 別 支 援 学 校 編 成 整 備 事 業	令和9年度	120,848
学 校 建 設 費 (高 等 学 校)	令和9年度	1,292,427
教 育 財 産 管 理 費 (高 等 学 校)	令和9年度	236,390
学 校 環 境 整 備 費 (高 等 学 校)	令和9年度から 令和12年度まで	338,267
施 設 整 備 費 (特 別 支 援 学 校)	令和9年度	1,297,524
教 育 財 産 管 理 費 (特 別 支 援 学 校)	令和9年度	46,589

事 項	期 間	限 度 額
		千円
教 職 員 住 宅 改 修 等 事 業	令和9年度	70,335
企 画 管 理 費 (教育情報ネットワーク推進事業)	令和9年度から 令和11年度まで	88,061
企 画 管 理 費 (沖縄県総合教育情報ネットワークサーバ更新事業)	令和9年度から 令和13年度まで	695,055
教育用コンピュータ整備事業 (高等学校・特別支援学校)	令和9年度から 令和13年度まで	90,559
警 務 管 理 費	令和9年度から 令和13年度まで	190,818
情 報 管 理 費 (情報管理費)	令和9年度から 令和13年度まで	195,085
情 報 管 理 費 (IT化基盤整備事業)	令和9年度から 令和13年度まで	338,436
情 報 管 理 費 (DX推進事業費)	令和9年度から 令和13年度まで	92,080
警 察 施 設 費	令和9年度	327,782
刑 事 企 画 費	令和9年度から 令和13年度まで	170,040
交 通 規 制 費	令和9年度から 令和13年度まで	128,410
交 通 安 全 施 設 費	令和9年度から 令和13年度まで	653,543

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
庁舎整備事業	1,534,300	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
緊急防災・減災事業	6,987,100			
那覇空港整備促進事業費	307,200			
通信施設改修事業	322,800			
公共施設等適正管理推進事業 (長寿命化事業)	2,975,000			
脱炭素化推進事業	1,849,100			
本庁舎(行政棟)改修事業	1,182,200			
公共施設等適正管理推進事業 (ユニバーサルデザイン化事業)	146,200			
駐留軍用地跡地 先行取得事業費	375,200			
防災対策事業	2,141,600			
社会福祉施設整備事業	343,700			
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	75,800			
公共事業等	11,476,300			
漁業取締船建造事業	6,800			
沖縄振興特別推進交付金事業	257,800			
栽培漁業センター整備事業	46,800			
緊急自然災害防止対策事業	3,972,400			
宮古家保焼却施設等整備事業	163,500			
県有MICE施設改修事業	22,000			
県営住宅建設事業	2,273,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
県単道路整備事業	950,400			
県単河川等整備事業	87,300			
県単離島空港整備事業	415,800			
交通事業	44,000			
緊急浚渫推進事業	786,000			
公共施設等適正管理推進事業 (除却事業)	363,400			
県単県営住宅整備事業	4,000			
渋滞対策推進事業	135,000			
警察庁舎等施設整備事業	732,300			
交通安全施設整備事業	575,000			
一般補助施設整備等事業	29,100			
デジタル活用推進事業	314,500			
学校教育施設等整備事業	1,112,600			
臨時高等学校改築等事業	674,700			
看護大学施設整備補助金事業	68,700			
特別支援学校整備事業	38,600			
埋蔵文化財収蔵施設整備事業	270,300			
学校施設改装・改修事業費	63,900			
災害復旧事業	885,600			
合計	44,010,800			

特 別 会 計

甲第2号議案

令和8年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

令和8年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,264千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		53,204 千円
	1 繰越金	53,204
2 諸収入		4,060
	1 雑収入	4,060
歳入合計		57,264

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		26,499 千円
	1 農業費	26,499
2 公債費		20,434
	1 公債費	20,434
3 繰出金		10,331
	1 繰出金	10,331
歳出合計		57,264

甲第3号議案

令和8年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和8年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ377,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		71,726 千円
	1 繰越金	71,726
2 諸収入		305,771
	1 貸付金元利収入	305,771
歳入合計		377,497

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		71,726 千円
	1 商業費	71,726
2 公債費		305,771
	1 公債費	305,771
歳出合計		377,497

甲第4号議案

令和8年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

令和8年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		37,435 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,435
2 繰 越 金		125,529
	1 繰 越 金	125,529
3 諸 収 入		187,171
	1 貸 付 金 元 利 収 入	187,171
歳 入 合 計		350,135

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 振 興 費		350,135 千円
	1 中 小 企 業 振 興 費	350,135
歳 出 合 計		350,135

令和8年度沖縄県下地島空港特別会計予算

令和8年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,234,715千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		192,455 千円
	1 使 用 料	192,455
2 国 庫 支 出 金		657,720
	1 国 庫 補 助 金	657,720
3 財 産 収 入		6,896
	1 財 産 運 用 収 入	6,896
4 繰 入 金		311,194
	1 一 般 会 計 繰 入 金	311,194
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		749
	1 雑 入	749
7 県 債		65,700
	1 県 債	65,700
歳 入 合 計		1,234,715

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		1,197,196 千円
	1 空 港 費	1,197,196
2 公 債 費		37,519
	1 公 債 費	37,519
歳 出 合 計		1,234,715

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
下地島空港建設事業費	令和9年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 239,200

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
下 地 島 空 港 整 備 事 業	65,700	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和8年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	65,700			

甲第6号議案

令和8年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,276千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,835 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,835
2 繰 越 金		53,595
	1 繰 越 金	53,595
3 諸 収 入		117,846
	1 貸 付 金 元 利 収 入	116,953
	2 雑 入	893
歳 入 合 計		175,276

歳 出

款	項	金 額
1 民 生 費		175,276 千円
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	175,276
歳 出 合 計		175,276

甲第7号議案

令和8年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

令和8年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,041千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		13,448 千円
	1 国 庫 補 助 金	13,448
2 財 産 収 入		22,055
	1 財 産 運 用 収 入	22,055
3 繰 入 金		1,680
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,680
4 繰 越 金		190,858
	1 繰 越 金	190,858
5 諸 収 入		1,000
	1 雑 入	1,000
歳 入 合 計		229,041

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 管 理 業 務 費		50,872 千円
	1 土 地 管 理 業 務 費	50,872
2 予 備 費		178,169
	1 予 備 費	178,169
歳 出 合 計		229,041

甲第8号議案

令和8年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出がそれぞれ147,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		145,320 千円
	1 繰越金	145,320
2 諸収入		2,329
	1 県預金利子	293
	2 貸付金元利収入	827
	3 雑収入	1,209
歳入合計		147,649

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		147,649 千円
	1 水産業費	147,649
歳出合計		147,649

令和8年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

令和8年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ591,883千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		226,392 千円
	1 使 用 料	226,392
2 繰 入 金		103,804
	1 一 般 会 計 繰 入 金	103,804
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		81,686
	1 雑 入	81,686
5 県 債		180,000
	1 県 債	180,000
歳 入 合 計		591,883

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場事業費		576,919 千円
	1 中央卸売市場事業費	576,919
2 公 債 費		14,964
	1 公 債 費	14,964
歳 出 合 計		591,883

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
中 央 卸 売 市 場 建 設 費	180,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和8年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	180,000			

甲第10号議案

令和8年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和8年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,600 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,600
2 繰 越 金		15,000
	1 繰 越 金	15,000
3 諸 収 入		720
	1 雑 入	720
歳 入 合 計		18,320

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		18,320 千円
	1 林 業 費	18,320
歳 出 合 計		18,320

令和8年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

令和8年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,321千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		79,317 千円
	1 財 産 運 用 収 入	59,856
	2 財 産 売 払 収 入	19,461
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		3
	1 雑 入	3
歳 入 合 計		79,321

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		79,321 千円
	1 工 鉦 業 費	79,321
歳 出 合 計		79,321

令和8年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

令和8年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ502,618千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		290,130 千円
	1 使用料	290,130
2 財産収入		22
	1 財産運用収入	22
3 繰越金		3,342
	1 繰越金	3,342
4 県債		209,124
	1 県債	209,124
歳 入 合 計		502,618

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		228,768 千円
	1 港湾費	228,768
2 公債費		273,850
	1 公債費	273,850
歳 出 合 計		502,618

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 106,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和8年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	106,000			

令和8年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算

令和8年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ391,725千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		277,309 千円
	1 使用料	277,309
2 繰越金		74,556
	1 繰越金	74,556
3 諸収入		39,860
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	39,859
歳入合計		391,725

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		378,056 千円
	1 商業費	378,056
2 公債費		13,669
	1 公債費	13,669
歳出合計		391,725

甲第14号議案

令和8年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

令和8年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		143,444 千円
	1 財 産 運 用 収 入	143,444
2 繰 越 金		55,383
	1 繰 越 金	55,383
歳 入 合 計		198,827

歳 出

款	項	金 額
1 産 業 振 興 費		198,827 千円
	1 産 業 振 興 費	198,827
歳 出 合 計		198,827

甲第15号議案

令和8年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

令和8年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ448,058千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		165,881 千円
	1 使用料	165,881
2 繰入金		65,090
	1 一般会計繰入金	65,090
3 繰越金		4,629
	1 繰越金	4,629
4 県債		212,458
	1 県債	212,458
歳入合計		448,058

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		305,613 千円
	1 港湾費	305,613
2 公債費		142,445
	1 公債費	142,445
歳出合計		448,058

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 整 備 事 業	千円 195,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和8年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	195,000			

甲第16号議案

令和8年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

令和8年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ285,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		130,080 千円
	1 使 用 料	130,080
2 財 産 収 入		15
	1 財 産 運 用 収 入	15
3 繰 入 金		70,105
	1 一 般 会 計 繰 入 金	70,105
4 繰 越 金		35,000
	1 繰 越 金	35,000
5 県 債		50,460
	1 県 債	50,460
歳 入 合 計		285,660

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		170,240 千円
	1 港 湾 費	170,240
2 公 債 費		115,420
	1 公 債 費	115,420
歳 出 合 計		285,660

令和8年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

令和8年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		41,238 千円
	1 繰越金	41,238
2 諸収入		62,816
	1 雑入	62,816
歳入合計		104,054

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		100,813 千円
	1 道路橋りょう費	100,813
2 公債費		3,241
	1 公債費	3,241
歳出合計		104,054

令和8年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

令和8年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ577,271千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		133 千円
	1 繰 越 金	133
2 県 債		577,138
	1 県 債	577,138
歳 入 合 計		577,271

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		265,000 千円
	1 港 湾 費	265,000
2 公 債 費		312,271
	1 公 債 費	312,271
歳 出 合 計		577,271

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業	千円 483,700	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期） 令和8年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	483,700			

令和8年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和8年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,105,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		50,705,995 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	50,705,995
2 県 債		31,400,000
	1 県 債	31,400,000
歳 入 合 計		82,105,995

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		82,105,995 千円
	1 公 債 費	82,105,995
歳 出 合 計		82,105,995

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 31,400,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和8年度。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	31,400,000			

令和8年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,632,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		48,877,520 千円
	1 負 担 金	48,877,520
2 国庫支出金		62,262,322
	1 国庫負担金	37,010,975
	2 国庫補助金	25,251,347
3 前期高齢者交付金		38,690,182
	1 前期高齢者交付金	38,690,182
4 共同事業交付金		515,852
	1 共同事業交付金	515,852
5 財産収入		24,015
	1 財産運用収入	24,015
6 繰入金		11,590,415
	1 繰入金	11,590,415
7 繰越金		613,114
	1 繰越金	613,114
8 諸収入		19
	1 雑収入	19
9 出産育児交付金		58,893
	1 出産育児交付金	58,893
歳 入 合 計		162,632,332

歳 出

款	項	金 額
1 民生費		162,531,851 千円
	1 社会福祉費	162,531,851
2 保健事業費		100,481
	1 保健事業費	100,481
歳 出 合 計		162,632,332

企 業 会 計

令和8年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	1,995 床
(2) 年 間 患 者 延 数	1,293,148 人
入 院	585,039
外 来	708,109
病 院	660,105
診 療 所	48,004
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	1,603 人
外 来	2,950
病 院	2,750
診 療 所	200
(4) 主要な建設改良事業	
中部病院	
ハイブリッド手術室増設工事	199,568 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益	69,437,101 千円	
第1項 医業収益	56,852,092	
第2項 医業外収益	11,751,862	
第3項 特別利益	833,147	
		支 出
第1款 病院事業費用	79,038,916 千円	
第1項 医業費用	75,371,495	
第2項 医業外費用	2,892,582	
第3項 特別損失	674,839	
第4項 予備費	100,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,652,397千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,589千円及び過年度分損益勘定留保資金2,647,808千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入	7,324,660	千円
第1項 企業債	4,917,500	
第2項 他会計負担金	2,380,353	
第3項 他会計補助金	3,757	
第4項 国庫補助金	2,531	
第5項 固定資産売却代金	20,518	
第6項 寄附金	1	
	支 出	
第1款 資本的支出	9,977,057	千円
第1項 建設改良費	5,109,170	
第2項 企業債償還金	4,767,883	
第3項 他会計借入金償還金	1	
第4項 無形固定資産	1	
第5項 国庫補助金返還金	1	
第6項 寄附金返還金	1	
第7項 予備費	100,000	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
精和病院給排水設備改修工事等	令和9年度	179,516 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 4,917,500 千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、令和8年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を後年度に繰り延べて借り入れることができる。
- 4 利率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金、無形固定資産、国庫補助金返還金及び寄附金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 44,529,237 千円
 - (2) 交際費 487 千円
- (他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,053,338千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,967,767千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	ハイブリッドシングルプレーンシステム	1
	器械備品	電子カルテシステム (更新)	1
	器械備品	電子カルテシステム一式	1
	器械備品	放射線統合画像管理システム (PACS)	1
	器械備品	注射薬自動払出システム一式	1

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和8年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市ほか27市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	153,769 千m ³
(3) 一日平均給水量	421 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	10,146,754 千円
イ 導送取水施設整備事業	7,245,606
ロ 水道広域化施設整備事業	1,822,871
ハ 浄水場等施設整備事業	1,078,277

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		36,043,046 千円
第1項 営業収益		22,214,114
第2項 営業外収益		13,798,020
第3項 特別利益		30,912
	支	出
第1款 水道事業費用		35,547,369 千円
第1項 営業費用		34,587,621
第2項 営業外費用		923,384
第3項 特別損失		31,364
第4項 予備費		5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,599,638千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額652,977千円、過年度分損益勘定留保資金5,946,661千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		10,042,534 千円
第1項 企 業 債		5,062,700
第2項 国 庫 補 助 金		4,533,882
第3項 他 会 計 補 助 金		204,779
第4項 工 事 負 担 金		1
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金		9,566
第6項 建 設 負 担 金 返 還 金		231,605
第7項 そ の 他 資 本 的 収 入		1
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		16,642,172 千円
第1項 建 設 改 良 費		12,244,194
第2項 企 業 債 償 還 金		3,683,343
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金		214,635
第4項 投 資		500,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等施設整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	2,513,249 千円
導送取水施設整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	8,395,147 千円
水道広域化施設整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	5,411,266 千円
海水淡水化施設整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	26,020,000 千円
北谷管内施設改良工事	令和9年度	311,930 千円
西原浄水場自家発電設備 調査設計業務委託	令和9年度	36,294 千円
休廃止管撤去・モルタル 充填処置計画策定業務委託	令和9年度	22,904 千円

西系列取水ポンプ場等 維持管理業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	485,287 千円
石川浄水場及び管理施設 運転管理業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	735,823 千円
北谷管理施設 運転管理業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	190,916 千円
久志浄水場施設修繕工事	令和9年度	211,910 千円
石川浄水場施設修繕工事	令和9年度	51,356 千円
北谷浄水場施設修繕工事	令和9年度	433,502 千円
西原浄水場施設修繕工事	令和9年度	108,742 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限度額 5,062,700千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 2,684,714 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |
| (他会計からの補助金) | |

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,117,840千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和8年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	110事業所
(2) 当年度総給水量	9,246 千m ³
(3) 一日平均給水量	25 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	148,678 千円
イ 配水施設整備事業	127,065
ロ 導水施設整備事業	21,613

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		680,623 千円
第1項 営 業 収 益		362,977
第2項 営 業 外 収 益		317,645
第3項 特 別 利 益		1
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		748,919 千円
第1項 営 業 費 用		745,859
第2項 営 業 外 費 用		2,559
第3項 特 別 損 失		1
第4項 予 備 費		500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額155,116千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,873千円、過年度分損益勘定留保資金50,000千円、減債積立金27,226千円及び建設改良積立金67,017千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		148,148 千円
第1項 企 業 債		56,700
第2項 国 庫 補 助 金		86,062
第3項 他 会 計 補 助 金		5,386
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		303,264 千円
第1項 建 設 改 良 費		220,652
第2項 企 業 債 償 還 金		32,612
第3項 投 資		50,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
休廃止管撤去・モルタル 充填処置計画策定業務委託	令和9年度	758 千円
久志浄水場施設修繕工事	令和9年度	14,803 千円
小那覇増圧ポンプ場 2～4号ポンプ用電動機 コンバータ取替工事	令和9年度	21,186 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 配水、導水施設整備事業
- 2 限 度 額 56,700千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び投資相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 59,520 千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,122千円である。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和8年度沖縄県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度沖縄県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村	那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町	
(2) 年間総処理水量		112,658 千 m^3
(3) 一日平均処理水量		309 千 m^3
(4) 主要な建設改良事業		6,677,700 千円
イ 中部流域下水道事業		6,368,188
ロ 中城湾流域下水道事業		181,088
ハ 中城湾南部流域下水道事業		128,494

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		11,809,516 千円
第1項 営業収益		5,607,630
第2項 営業外収益		6,201,886
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		12,294,819 千円
第1項 営業費用		11,877,859
第2項 営業外費用		413,959
第3項 特別損失		1
第4項 予備費		3,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,316,160千円は、過年度消費税資本的収支調整額171,137千円、過年度分損益勘定留保資金1,103,018千円及び減債積立金42,005千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		6,612,482 千円
第1項 企 業 債		2,329,000
第2項 国 庫 補 助 金		3,541,976
第3項 建 設 負 担 金		741,506
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		7,928,642 千円
第1項 建 設 改 良 費		6,711,675
第2項 企 業 債 償 還 金		1,160,126
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金		1
第4項 建 設 負 担 金 返 還 金		1
第5項 他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金		56,839

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中部流域下水道 維持管理費	令和9年度	85,349 千円
中城湾南部流域下水道 維持管理費	令和9年度	32,659 千円
中部流域下水道建設費	令和9年度	3,945,966 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業
- 2 限度額 2,329,000千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金、建設負担金返還金及び他会計長期借入金償還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 621,561千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,065,896千円である。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

